

相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの 使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク使用申請書(第1号様式)を使用開始を希望する日の2週間前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社及びその他の報道機関が報道目的に使用する場合
- (2) 相模原市が実施する事業等で使用する場合
- (3) その他、市長が認める場合

2 市長は、申請者が前項の規定による使用の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による文書の提出があった場合はその内容を審査し、承認の可否を決定したときは、相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク使用承認(不承認)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、相模原市域における地球温暖化対策の普及啓発を目的とした当該申請に対して、使用の承認を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を行わないものとする。

- (1) ロゴマークのイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (2) ロゴマークの使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は

他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合

- (3) 特定の政治活動及び宗教活動に使用しようとする場合
 - (4) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - (5) 自己の商標又は意匠として使用する場合
 - (6) 市の品位を傷つけるおそれのある場合
 - (7) ロゴマークデザインガイドを遵守しないおそれのある場合
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
 - (9) 前各号に掲げるほか、市長がロゴマークの使用を不相当と認める場合
- 3 市長は、同条第1項の規定によりロゴマークの使用を承認する場合においては、条件を付することができる。
- 4 使用者は、ロゴマークを使用した場合、使用実績(パンフレット等)を速やかに市長に提出しなければならない。

(承認内容の変更等)

第4条 ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク使用変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書(第4号様式)による承認を受けなければならない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用を中止し、又は前条第3項に規定する使用承認の条件を満たさなくなったときは、相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク使用中止届出書(第5号様式)を市長に届け出なければならない。

(使用承認の取消し)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取消しを決定した

ときは、相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク使用承認取消通知書(第6号様式)により使用者に通知するものとする。

- (1) 使用者がこの要領に違反したとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用者が第3条第3項に基づく使用承認の条件に違反したとき。

2 前項の規定による承認の取消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、ロゴマークを使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、第3条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にロゴマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

相模原市「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク
使用申請書

年 月 日

相模原市長 あて

《申請者》

住所又は所在地 _____

事業者・団体等名 _____

氏名又は代表者名 _____

電話番号 _____ () _____

次のとおり相模原市「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークを使用したいので、申請します。

使用目的	
使用方法 <small>※使用見本等の資料を添付して下さい。</small>	
使用開始日 又は 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
ロゴマークデータの受取方法	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他※ <small>※電子メール以外での受取をご希望の場合は、お問い合わせください。</small>
備考	
連絡先	担当者氏名
	電話番号
	メールアドレス

第2号様式（第3条関係）

相模原市「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク
使用承認(不承認)通知書

相模原指令（ ）第 号

住所又は所在地

事業者・団体等名

氏名又は代表者名 様

年 月 日付で申請のあった相模原市「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの使用について、次のとおり決定しましたので、相模原市「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの使用に関する要領第3条第1項の規定により通知します。

年 月 日

相模原市長

使用目的	
使用方法	
使用開始日 又は 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
決定の区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
承認の条件※承認の場合	裏面に記載の承認条件を遵守すること。
承認しない理由※不承認の場合	
備考	
担当課	ゼロカーボン推進課 電話 042 (769) 8240

第2号様式（裏面）

「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」

ロゴマークの使用に係る承認条件

- 1 使用承認を受けた事項以外に使用しないこと。
- 2 『相模原市「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの使用に関する要領』の規定及び『「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークデザインガイド』を遵守すること。
- 3 ロゴマークを使用した成果物（完成品又は写真等）を遅滞なく市長に提出すること。
- 4 承認内容の変更を行う場合や使用を中止する場合は、速やかに市長に申請書又は届出書を提出すること。
- 5 使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、市は一切の責任を負わない。
- 6 ロゴマークの使用承認を受けた権利を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- 7 使用者がロゴマークの使用に際して故意または過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害について賠償すること。
- 8 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、市は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者が対処する責任を負い、速やかに市長に報告するとともに対策を講じること。
- 9 その他の条件

--

第3号様式（第4条関係）

相模原市「未来へ Switch！ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク
使用変更申請書

年 月 日

相模原市長 あて

《使用者》

住所又は所在地 _____

事業者・団体等名 _____

氏名又は代表者名 _____

電話番号 _____ () _____

次のとおり使用承認を受けた事項について変更したいので、申請します。

承認番号	年 月 日付相模原市指令 () 第 号	
	承認を受けている内容	変更する内容
使用目的		
使用方法		
使用開始日又は使用期間		
変更の理由		
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

第5号様式（第4条関係）

相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク
使用中止届出書

年 月 日

相模原市長 あて

《使用者》

住所又は所在地 _____

事業者・団体等名 _____

氏名又は代表者名 _____

電話番号 _____ () _____

次のとおり相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの使用を中止するので、届け出ます。

使用目的		
使用中止の理由		
使用を中止する日	年 月 日	
備考		
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

第6号様式（第5条関係）

相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマーク
使用承認取消通知書

相模原指令（ ）第 号

住所又は所在地

事業者・団体等名

氏名又は代表者名 様

年 月 日付相模原指令（ ）第 号で通知した相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの使用承認について、次のとおり取り消すこととしましたので、相模原市「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの使用に関する要領第5条第1項の規定により通知します。

年 月 日

相模原市長

使用目的	
使用方法	
使用開始日 又は 使用期間	
取消しの理由	
備考	
担当課	ゼロカーボン推進課 電話 042 (769) 8240